

## 第16回 議員提出条例に係る検証検討会 事項書

平成21年3月5日(木)

14:30~16:30

議事堂 601特別委員会室

### 1 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例について

### 2 その他

#### 添付資料

- 資料1 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例についての座長案による見直しの考え方
- 資料2 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定又は運用の在り方について、見直し(検討中を含む)の一覧表
- 資料3 予算に関する補助金等に係る資料(第5条の規定に基づくもの)の規定に係る検討経緯等について
- 資料4 暴力団等の排除について

## ．三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例についての座長案による見直しの考え方

この考え方は、第 15 回議員提出条例に係る検証検討会で提示した座長案を作成するに当たって、その前提とした考え方であって、座長及び副座長で検討し、合意したものである。

- 1．今回の見直しの目的の第一は、議会への報告の厳選化によって審議の重点化又は充実を図ることにより、補助金等の執行をはじめとする県政の公正性、透明性又は効率性の確保を図ることとする。
- 2．しかしながら、すべての補助金等について、議員が、委員会での質疑など議会における審議を通じて監視するというのは時間、労力等の点から困難とみられる。
- 3．そのため、議会への報告について見直すことと併せて、補助金等について県民に対する情報の提供を充実させるよう図ることにより、補助金等についての情報が公開され、補助金等の執行が、議会と住民とによって監視される仕組みとすることとするのが望ましい。

三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定又は運用の在り方について、

**見直し（検討中を含む）の一覧表**

当条例の規定関係

| < 現行 >                       |  |                           |  | < 見直し案 >  |   |           |
|------------------------------|--|---------------------------|--|---|---|-----------|
| 事項                           | 報告時期   | 対象                        | HP   | : 現行どおりと合意又は見直しについて合意<br>: 検討中  |   |           |
| 予算に関する資料<br>(第 5 条 関係)       | 予算に関する補助金等に係る資料  |                           |  | <b>現行どおりと合意</b><br>1. 予算に関する補助金等に係る資料については、現行どおりとする。  |   |           |
|                              | ・ 予算提出時  | ・ 1 千万円以上                 | -  | ・ 予算提出時   | ・ 1 千万円以上   | 検討中       |
| 交付決定実績調書<br>(第 6 条 第 1 項 関係) | 交付決定実績調書   |                           |  | <b>検討中</b><br>2. 交付決定実績調書については、報告対象の金額、報告時期等の見直しを検討する。  |   |           |
|                              | ・ 各定例会の各会議 (2、6、9、11 月会議)                                  | ・ 7 千万円以上                 |  | <b>A 案</b><br>・ 各定例会 (年 2 回)  | ・ 7 千万円以上<br>(新規分及び変更分を合わせて 193 件)                                      |           |
|                              |  |                           |  | <b>B 案</b><br>・ 各定例会 (年 2 回又は 4 回)  | ・ 5 億円以上<br>(新規分及び変更分を合わせて 20 件)  | * 7 千万円以上 |
| 評価<br>(第 7 条 関係)             | 補助金等評価結果調書<br>(第 7 条 第 1 項 関係)                             |                           |  | <b>見直しについて合意</b><br>3. 評価は、年次報告の中で整理して議会に報告させるものとする。  |   |           |
|                              | ・ 第 2 回定例会 (9 月会議)<br>会計年度終了後 6 月以内に評価を行い、結果を議会に報告         | ・ 7 千万円以上                 |  | -   | ・ 評価結果の対象の金額については、年次報告で検討   | -         |
|                              | 継続評価実施計画<br>(第 7 条 第 3 項 関係)                               |                           |  | <b>見直しについて合意</b><br>4. 継続報告は廃止し、事業年の終了後に評価して、議会に報告させることとする。   |   |           |
|                              | ・ 第 2 回定例会 (9 月会議)<br>会計年度終了後 6 月以内に評価を行い、結果を議会に報告         | ・ 継続して評価が必要なもののうち、7 千万円以上 |  | -   | -   | -         |
| 年次報告<br>(第 8 条 関係)           | 補助金等の交付実績<br>(第 8 条 第 1 項 第 2 号 関係)                        |                           |  | <b>検討中</b><br>5. 年次報告において、交付実績及び評価結果を報告することとする。報告時期は、会計年度終了後 6 月以内と、厳格化することとする (現行、年次報告は毎年 1 回)。交付実績及び評価結果の対象の金額については、見直しを検討する。 |   |           |
|                              | ・ 第 2 回定例会 (9 月会議)<br>毎年 1 回、前年度における補助金等の実績について取りまとめ、議会に報告 | ・ 1 千万円以上                 |  | <b>A 案</b><br>・ 第 2 回定例会 (9 月会議)<br>会計年度終了後 6 月以内に評価を行い、結果を議会に報告  | ・ 交付実績については 1 千万円以上 (644 件)<br>・ 評価結果については 7 千万円以上 (137 件)<br>(予算調整室確認) |           |
|                              |  |                           | <b>B 案</b><br>・ 第 2 回定例会 (9 月会議)<br>上記 A 案のとおり | ・ 交付実績については 1 千万円以上 (644 件)<br>・ 評価結果については 5 億円以上 (15 件)  |   |           |

予算に関する補助金等に係る資料（第 5 条の規定に基づくもの）の規定に係る検討経緯等について

1. この規定の趣旨は、「議会における予算審議のための説明資料を充実させ、議員が、知事とは異なった視点から公益性を判断するため」である。

すなわち、現在の予算説明書には、主な補助金等の名称等は記載されているものの、議会において予算審議が行われるための情報としては不十分であるとの認識の下に、議会に対する知事の説明を補完するための資料として提出されるものとの位置付けであった（当該条例制定時に配付された逐条解説より）。

2. なお、地方自治法第 232 条の 2 において、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができると規定されている。この解釈について、公益上必要であるか否かは、一応当該団体の長及び議会が、個別の事例に即して認定するが、これは全くの自由裁量行為ではないから、客観的に公益上必要であると認められなければならないとされているものである（行政実例昭和 28 年 6 月 29 日）。

## 暴力団等の排除について

## 1 暴力団等の排除のための取組

## (1) 他の都道府県における補助事業からの排除について

補助事業における暴力団等排除規定に関して、46 都道府県あて照会を行い、H21.3.3 現在、43 都道府県から回答を得た。

それによると、都道府県が実施する補助事業全般について補助金の交付対象者から暴力団等を排除するための規定を設けているところはないということであった。

ただし、山形県及び静岡県では、補助金等の個別の要綱等において規定を設けている例があるとのことであった。

なお、大阪府及び佐賀県の取組については、第15回検討会資料2のとおり。

大阪府においては、平成20年8月に庁内に財政研究会を設置し、補助事業から暴力団関係者を排除するため、補助金交付要綱等に暴力団等排除に関する規定を設けることなどを検討している。

また、佐賀県においては、工事、物品の買入れ、県が行う補助金の交付も含めた県の契約等から暴力団を排除するため、包括的な排除措置要綱を平成20年度中の制定に向けて検討している。

## (2) 法令等における暴力団等の排除に関する規定例について

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年五月十五日法律第七十七号）において指定暴力団等を指定する制度を設けるとともに、暴力団員が不当に金品等を要求する等の暴力的要求行為を行うことなどを禁止している。

その他、各事業の法律において、所管の大臣又は都道府県知事に対し、暴力団等については、その営業の許可を禁止し、又は登録を拒否させることによって、暴力団等を排除しているものの例として、次のような法律がある。

- ・貸金業：貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第六条第一項第五号（登録の拒否）
- ・一般労働者派遣業：労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第六条第一項第一号（許可の欠格事由）
- ・探偵業：探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）第三条第一項第四項（欠格事由）
- ・建設業：建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条第一項第八号（許可の基準）

また、法令に基づくものではないが、国において、以下の取組なども行われている。

- ・生活保護の支給に際してからの暴力団を排除することなど（厚生労働省）
- ・国有地等の一般競争入札等において、暴力団員や暴力団関係者等には入札参加資格を与えず、入札を無効とするなど（財務省）